

船舶事故調査報告書

平成23年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山 本 哲 也

委員 根 本 美 奈

事故種類	操船者死亡
発生日時	平成21年10月14日（水） 18時25分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町 西表島^{いりおもて}パイミ埼北西方沖 船浮港^{ふなうき}灯台から真方位259° 4.2海里付近 （概位 北緯24°20.2′ 東経123°37.7′）
事故調査の経過	平成21年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A カヌー（船名なし）、重量23kg なし、個人所有 5.45m×0.59m×0.34m、FRP なし、不明 B カヌー（船名なし）、重量27kg なし、個人所有 5.46m×0.56m×0.32m、FRP なし、不明 C カヌー（船名なし）、重量22kg なし、個人所有 5.03m×0.60m×0.35m、FRP なし、不明
乗組員等に関する情報	ガイドA 男性 38歳 操船者B 男性 53歳
死傷者等	死亡 1人（操船者B）
損傷	なし
事故の経過	A艇、B艇、C艇及びD艇は、それぞれガイドA、操船者B、操船者C及び操船者Dが単独で乗艇し、西表島西岸沖のリーフ内を航行して外洋に出たところ、北東の風と約1mの波を後方から受けるようになり、パイミ埼西方沖において、平成21年10月14日14時40分ごろB艇が転覆して、操船者Bが落水した。 ガイドA及び操船者Cは、操船者Bの乗艇を助け、D艇は、ガイドAの指示により、北東風の影響を受けないパイミ埼の南側に向かった。 ガイドAは、操船者Bがその後も2度転覆を繰り返したので、自力で操船するのは無理であると思い、B艇とC艇とで「互いに相手の艇を手で押さえて筏^{いかだ}状」（以下「筏」という。）に組み、A艇とB艇をえい航索でつないで、パイミ埼の南側に向かってえい航を始めたが、B艇が転覆を繰り返

	返している間に北西方沖に流されたため、波やうねりが大きくなって思うように進まなかった。 一方、D艇は、パイミ崎南側の海上で待機していたが、風が強まったので、16時30分ごろ上陸した。 ガイドAは、徐々に風や波が強まっており、日暮れまでに岸にたどり着けないと思い、16時30分ごろ携帯電話で家族に連絡して、海上保安部への救助要請を依頼し、A艇、B艇及びC艇（以下「A艇等」という。）で筏を組み、A艇からシーアンカーを入れて救助を待っていたところ、17時59分ごろ海上保安庁のヘリコプターに発見された。 操船者Bは、えい航されている時からB艇が傾き、無理な姿勢で筏を組んでいたことから、B艇から降りて海に入りたいとガイドAに申し出ていた。当初、ガイドAは断っていたが、その後、海上保安庁のヘリコプターに発見されたので、操船者BはB艇を降り、A艇とシーアンカーとを結ぶロープ（以下「本件ロープ」という。）につかまった。 筏を組んだA艇等は、18時25分ごろ、波高約2.5mの波（以下「本件大波」という。）を受けて本件ロープが切れたため、操船者BとA艇等とが離れ、ガイドA及び操船者Cから操船者Bが見えなくなった。 ガイドAと操船者Cは、18時35分ごろ、来援した巡視艇に救助され、ガイドAは、巡視艇で操船者Bの捜索に加わった。 海上保安庁や消防団の船などが捜索を行い、16日に操船者Bが着用していた救命胴衣が発見され、17日にB艇が発見されたが、操船者Bは発見されなかった。 行方不明となった操船者Bは、後日、死亡届により除籍された。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 4、視程 約5km、日没時刻 18時18分 海象：うねり 約1.5～2m、水温 約27℃ 八重山地方に波浪注意報が発表されていた。	
その他の事項	ガイドA及び操船者3人は、救命胴衣を着用していた。 ガイドAは、竹富町白浜港出航前にツアーの計画を説明し、天候の状況を見ながら、その計画を調整すると伝えていた。 操船者Bは、大会に出るほど遠泳が得意であった。 操船者Bは、約3年前からカヌーを始めて、以前もガイドAが募集するツアーに参加していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 なし あり 操船者Bは、行方不明となったが、後日、死亡届により除籍された。 A艇等は、パイミ崎北西方沖において救助を待つために筏を組んでシーアンカーを使用して漂泊中、本件大波を受けて本件ロープが切れたため、海中で同ロープにつかまっていた操船者BがA艇等から離れ、行方不明となったものと考えられる。

原因	本事故は、A艇等がパイミ埼北西方沖において救助を待つために筏を組んでシーアンカーを使用して漂泊中、本件大波を受けて本件ロープが切れたため、海中で同ロープにつかまっていた操船者BがA艇等から離れたことにより発生したものと考えられる。
----	--